

別記

1 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則

2 新聞社等の基準

新聞社等の基準については次のとおりとします。

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に規定する放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条に規定する有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を提供することを目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (10) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (11) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (13) (1)から(12)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為

4 3G 通信サービスに関する技術資料の項目

- | |
|----------|
| 1 概要 |
| 2 サービス概要 |
| 3 サービス内容 |
| 4 移動機 |
| 5 付録 |

5 通信料明細書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの通信料明細書を、当社が設置した情報蓄積装置に登録した電子データにより発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4 表第 1(通信料明細書の発行手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。
- (3) 契約者が(1)の請求をし、その承諾を受けた場合であって、別記 7 に定める請求書の送付を受けているときは、当社は通信料明細書を請求書送付先に送付します。

6 支払証明書等の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、そのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス及び付随サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、当該契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書(以下「預託金預り証明書」といいます。)を発行します。
- (3) 契約者等は、(1)又は(2)の請求をし、その支払証明書等(支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。)の発行を受けたときは、料金表第 4 表第 2(支払証明書等の発行手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。

7 請求書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、契約者の債務に係る請求書を発行します。
この場合において、契約者は、請求書の送付先を指定して当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)のほか、当社は、契約者又は第 46 条の 2 (契約者以外の者による料金の支払い) 第 1 項に規定する支払者が、契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)は、請求書を発行します。
- (3) 第 46 条の 2 (契約者以外の者による料金の支払い) 第 2 項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。
この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。
- (4) 契約者は、(1)、(2)又は(3)に規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第 4 表第 3(請求書の送付手数料)に規定する手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。